

東京都地域医療対策協議会設置要綱

	平成19年5月21日付19福保医人第393号
一部改正	平成25年11月29日付25福保医人第1617号
一部改正	平成27年2月24日付26福保医人第2361号
一部改正	平成27年11月30日付27福保医人第1901号
一部改正	平成29年11月30日付29福保医人第1909号

(目的)

第1 医療法第30条の23第1項の規定に基づき、医師等医療従事者の確保方策を協議することを目的として、東京都地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 医師等医療従事者の確保及び育成に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 協議会は、医療法第30条の23第1項に掲げる者及び学識経験を有する者の中から、福祉保健局長（以下「局長」という。）が委嘱し、又は任命する委員で組織する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は委嘱し、又は任命の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。
2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。
2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は会長が指名する者をもって充てる。
5 副会長は複数置くことができる。
6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。

(専門委員)

第6 協議会には、専門的な観点から意見を聴取するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、局長が委嘱し、又は任命する。
3 専門委員の任期は、その都度、定めるものとする。

(部会)

第7 協議会に、専門的な事項を検討するため部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は、協議会の委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 7 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(招集)

- 第 8 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、第 3 及び第 6 に定める者のほか、必要と認める者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。
 - 3 部会は、部会長が招集する。

(会議及び会議録等の取扱い)

- 第 9 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。
ただし、会長、副会長、部会長、副部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開する場合においては、会長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

- 第 10 協議会及び部会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療人材課において処理する。

(補則)

- 第 1 1 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 第 1 この要綱は、平成 19 年 5 月 21 日から施行する。

- 第 2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期については、第 4 の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- この要綱は、平成 25 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成 29 年 1 月 21 日から施行する。

東京都地域医療対策協議会部会設置要領

令和元年6月26日31福保医人第833号

(設置する部会及び検討事項)

第1 「東京都地域医療対策協議会設置要綱」(以下「要綱」という。) 第7に基づき、次のとおり部会を設置し、各項に掲げる事項について検討するものとする。

(1) 医師部会

医師確保対策、東京都地域医療支援センターの運営方針及び業務内容に関する事項

(2) 看護人材部会

看護人材対策に関する事項

(3) 勤務環境改善部会

医療従事者の勤務環境改善対策、東京都医療勤務環境改善支援センターの運営方針及び業務内容に関する事項

(運営)

第2 各部会の運営については、要綱第7から第11までの規定を適用する。

(ワーキンググループ)

第3 各部会には、部会の所掌する検討事項について、専門的かつ具体的な検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの委員は、福祉保健局長が委嘱又は任命する。

3 ワーキンググループは、各部会長が招集する。

(補則)

第4 この要領に定めるもののほか、部会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月26日から施行する。